

## 鹿児島市クリエイティブ人材誘致事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都市機能の集積を生かし、製品等の高付加価値化の促進や新たな価値を創造するクリエイティブ産業の振興を図るとともに産業集積を促進するため、首都圏等に集中しているクリエイティブ人材を誘致した場合に、移住に要する経費に対し、予算の範囲内でクリエイティブ人材誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリエイティブ産業 デザインをはじめ、映像・ゲーム等のコンテンツ（メディアが記録・伝送し、人間が鑑賞するひとまとまりの情報）など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業をいう。
- (2) クリエイティブ人材 別表第1に規定する対象業種に該当する事業を行っている者で、本市のクリエイティブ産業の振興に資する者をいう。
- (3) 移住 鹿児島市外に直近1年以上居住した者が、定住する意思を持って鹿児島市内に居住することをいう。
- (4) 事業所 別表第1の対象業種に該当する事業の用に供する施設をいう。
- (5) プロデューサー 映像・音楽・広告作品などの制作活動の予算調達や管理、制作全般を統括する者で、制作物の商業的な成否について責任を持つ者をいう。
- (6) ディレクター 制作物の作品としての質に責任を持つ者で、企画・立案・制作に関与して業務全般をつかさどる者をいう。
- (7) 家族 配偶者、父母、子、兄弟姉妹及び配偶者の父母をいう。
- (8) テレワーク 情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方で、働く場所によって「自宅利用型テレワーク（在宅勤務）」「モバイルワーク」「施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務）」の3つの形態をいう。
- (9) 在宅勤務 勤務先には出勤しないで自宅を就業場所とする勤務形態で、勤務先とはパソコンとインターネット、電話、ファックスで連絡を取る働き方をいう。
- (10) モバイルワーク パソコンや携帯電話などを使い、移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方をいう。
- (11) サテライトオフィス勤務 勤務先以外のオフィススペースや遠隔勤務用の施設を就業場所とし、パソコンなどを利用した働き方をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当

する者で本市に移住するクリエイティブ人材とする。ただし、納期の到来している市税について滞納がない者とする。

- (1) 移住後に本市に主たる事業所を設ける個人事業者又は移住後に本市に主たる事業所を設ける法人の代表者で、いずれも常時使用する従業員の数が2名以下であること。ただし、情報通信業の場合は、常時使用する従業員の数は5名以下とする。
- (2) 本市に事業所のある個人事業者又は本市に事業所のある法人に、別表第1に規定するクリエイター又はプロデューサー若しくはディレクターとして就職する者
- (3) 別表第1に規定するクリエイター又はプロデューサー若しくはディレクターとして首都圏等の企業に勤務する者で、本市においてテレワークを行う者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する法人等は補助対象者としな

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象（以下「補助対象」という。）は、移住に要するもので、次の各号に掲げるものとする。ただし、前条第1項第2号及び第3号に該当する者については、第1号に掲げるものとする。

- (1) 移住に係る交通費用
- (2) 事業所改修費用及び設備投資費用

(補助対象者の決定)

第5条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める方法により応募しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により提出された応募書類に基づき、市長が決定する。

(補助金の補助対象経費、補助金の額)

第6条 補助金の補助対象経費、補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、他の制度

により補助金の交付を受けている経費については、対象としない。

- 2 第4条第2号に規定する事業所が住居を兼ねている場合、補助金の額は補助対象経費の総額の2分の1以内に相当する額とする。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付回数は、1補助対象者あたり1回に限ることとし、第4条に規定する補助金を重複して申請することはできない。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項に定める補助金の交付の申請は、移住する前又は事業所改修や設備投資を行う前までの間に行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第6条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 3 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

- 4 市長は、第2項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助事業者については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に定める市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日とする。

(実績報告)

第10条 規則第14条に定める実績報告書の提出は、当該年度の末日までとする。

- 2 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

(関係書類の保存)

第11条 補助対象者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	対象業種	具体的な事業例
クリエイター	情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス等
	映像・コンテンツ制作	映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、WEB制作、デジタルコンテンツ制作及び写真等
	デザイン	グラフィックデザイン、WEBデザイン、建築・設計デザイン、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等
	芸術	美術・音楽・演劇及びイラストレーター等
プロデューサー又はディレクター	全業種	本人は創作活動を行わないが、クリエイターとともにビジネスを行う者

別表第2（第6条関係）

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額
移住に係る交通費用	補助対象者及びその家族（法人の場合は、代表者及びその家族）の移住に係る交通費のうち、次に掲げる経費とし、旅費の計算は鹿児島市職員に関する規定を準用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道賃</li> <li>・ 船賃</li> <li>・ 航空賃</li> <li>・ 車賃</li> </ul>	第4条に規定する補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とし、1補助対象者あたり10万円を限度とする。
事業所改修費用及び設備投資費用	事業所改修及び設備投資に係る費用のうち、次に掲げる経費とする。 ①事業所改修費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フローリング張替費用</li> <li>・ 壁紙張替費用</li> <li>・ 照明設置費用</li> <li>・ 給排水設備改修費用</li> <li>・ 防音工事費用</li> <li>・ その他市長が認めるもの</li> </ul>	第4条に規定する補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とし、1補助対象者あたり15万円を限度とする。

	<p>②設備投資費用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 工作テーブル購入費用</li><li>・ 工具、机、椅子購入費用</li><li>・ 業務用パソコン、ソフトウェア購入費用</li><li>・ 映像、音声制作機器購入費用</li><li>・ インターネット、プロバイダ回線工事費用</li><li>・ その他市長が認めるもの</li></ul>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--